

応用物理学会「北陸・信越支部貢献賞」細則規程

1. 本規程は、2009年11月18日より施行された支部貢献賞共通規程第10条に基づき、公益社団法人応用物理学会北陸・信越支部が会員に対して行う支部貢献賞の表彰に関する細則規程を定めたものである。
2. 本表彰は、本会北陸・信越支部活動を通じて応用物理学の発展に顕著な貢献をなしたものに対して「北陸・信越支部貢献賞」を授与し、その功績を称えることを目的とする。
3. 第2項にいう顕著な貢献には、支部活動に対する顕著な貢献（支部の運営、発展に寄与した顕著な貢献も含む）、学術活動を通じて地域産業の発展に寄与した顕著な貢献（地域産業の発展に関する貢献）、および地域の応用物理学に関する啓発・教育活動を通じて若手研究者の育成、青少年や一般人への啓発に寄与した顕著な貢献（地域の教育・公益活動に関する貢献）を対象とすることができる。
4. 受賞者は、年最大3名以内とする。
5. 受賞者は、原則として当該功績をあげた応用物理学会会員個人（分科会 A 会員、相互協定を締結した外国学協会の会員を除く）とする。
6. 北陸・信越支部長は、数名から構成される「北陸・信越支部貢献賞」選考委員会を組織し、選考委員を委嘱する。選考委員会は推薦候補者の選出を行い、支部役員会の承認を経て受賞者を決定する。
7. 受賞者決定後、速やかに授賞理由および選考委員名を付して理事会に報告するとともに、該当者に通知し、受賞者名と選考委員名を和文機関誌に公示する。
8. 賞の授与は、支部長名で行う。
9. 本表彰にかかる費用は、支部予算内で賄う。
10. 本規程は、支部役員会の議を経て、応用物理学会総務担当理事の承認を経て改正することができる。

付則 この細則規程は2007年11月30日から施行する。

2010年4月15日 総務委員会承認

2011年1月29日 改正、施行

2011年5月19日 総務委員会承認

2013年11月11日 改正 総務担当理事承認

2013年11月22日 改正、北陸・信越支部総会承認、施行

2014年12月8日 改正 総務担当理事承認